

医療法第27条の規定による検査に係る事務取扱要領

1 目的

この要領は、「医療法第27条の規定に基づく病院等の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」（平成12年6月8日付け、健政発第707号厚生省健康政策局長通知）に基づき、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第27条の規定による検査（以下「使用前検査」という。）に係る取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象

この要領は、岡山県内の病院（開設地が岡山市の区域にあるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（開設地が岡山市又は倉敷市の区域にあるものを除く。）及び入所施設を有する助産所（開設地が岡山市又は倉敷市の区域にあるものを除く。）に係る使用前検査を対象とする。

3 使用前検査の方法

使用前検査は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 実地検査（知事が実地を確認して行う検査をいう。以下同じ。）
- (2) 自主検査（知事が実地の検査を行わず、申請者が行う検査をいう。以下同じ。）
の結果等が記載された書類の検査

4 使用前検査の対象

使用前検査の対象となる構造設備の範囲については、法第21条から第23条までの規定及びこれらに基づく医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）の規定により基準が定められている構造設備（別表「使用前検査対象の構造設備等一覧」の「使用前検査」欄に○印を付したものが対象）とする。

5 自主検査の対象

次のいずれかに該当する場合であって、申請者が自主検査による使用前検査を希望したときは、自主検査を認めるものとする。ただし、知事が実地検査の必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 病室、手術室又は診療用放射線に関する構造設備以外の構造設備の内容を変更する場合（別表「使用前検査対象の構造設備等一覧」の「自主検査」欄に○印又は△印を付したものが対象）
- (2) 法及び省令において規定されている構造設備基準に抵触する可能性がない範囲で変更を行う場合
- (3) 開設者が変更されることに伴い、形式的に新規開設となる場合であって、何ら実質的な変更を生じないものと認められる場合

6 自主検査結果の届出等

申請者が自主検査による使用前検査を希望した場合は、医療法施行細則（昭和35年岡山県規則30号）第18条の規定による「病院（診療所、助産所）構造設備使用許可申請書」に「自主検査結果届出書」（様式1）を添付するよう求めるとともに、当該構造設備に係る基準等について、適切かつ十分な説明を行うものとする。

7 申請者等への助言及び指導

使用前検査が必要な許可を行ったとき、又は届出があったときは、当該申請者又は届出者に対し、使用前検査について、対象となる構造設備及び自主検査の対象である場合は、実地検査によるもの又は自主検査によるもののいずれかを選択できること等をあらかじめ十分理解されるよう説明するとともに、必要な助言及び指導を行うものとする。

8 基準違反に係る対応

使用許可を行った後に構造設備の基準違反の事実が判明した場合は、指導により速やかな是正を求め、必要な場合には、法第24条第1項の規定による当該施設の使用制限の命令等について、適宜、実施するものとする。

また、再度の使用前検査を実施する必要がある場合は、実地検査によることを原則とする。

9 使用前検査の手数料

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例（平成12年岡山県条例第26号）に基づき、岡山県収入証紙により次のとおり徴収する。

区 分	実地検査の場合	自主検査の場合
病 院	44,210円	19,200円
診療所	22,210円	10,100円
助産所	17,010円	8,030円

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

改正経過

令和3年12月13日付け 医推第3561号 一部改正

令和4年 3月18日付け 医推第3580号 一部改正